日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集の結果について

令和４年９月７日
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

「日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、令和４年８月２日から８月 31 日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、当該省令案に対するご意見はございませんでした。

なお、本件については、別添のとおり制定することといたしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課
電話：03-3502-8111（内線）4138